

社会福祉法人太地町社会福祉協議会 役員等の報酬に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人太地町社会福祉協議会役員等に関する報酬額ならびにその支給について定めることを目的とする。

(役 員 等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次にかかげる者をいう。

- (1) 理事・評議員
- (2) 監事
- (3) 評議員選任・解任委員
- (4) その他、会長が必要と認めた者

(報 酬 額)

第3条 前条の規定にかかげる役員等の報酬の額は次のとおりとする。

役 職 員	報 酬 額
会 長	1ヶ月 48,000円
理事・評議員・監事	1回 3,500円
評議員選任・解任委員	1回 3,500円
そ の 他	会長がその都度定める。

2. 会長は非常勤とし、勤務時間は原則として月・水・金曜日の午前9時00分から正午までとする。
3. 理事・評議員・監事の報酬は、理事会、評議員会、会計監査時に出席した場合に支給する。
4. 評議員選任・解任委員の報酬は、評議員選任・解任委員会に出席した場合に支給する。
5. 月途中で会長が辞任等した場合、新たに選任された会長に1ヶ月あたりの報酬額を日割りで計算し、会長及び新たに選任された会長に支給する。

(旅 費)

第5条 役員等の旅費については、本会事務局職員の支給額に準じて会長がその都度定める。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年3月17日から施行する。